

00267

昭和40年1月4日 月曜日 鳥取県 取島 公報 第1号(外) (号外)

(郵便) 司機物 第3種郵便物記録

る。このため出役表の作成及び経理処置が作為された結果となつてゐる。会計上適正に、かつ、実態に合致するよう改善されたい。

5 組織運営について

家畜保健衛生所充足当時と今日とでは畜産事情はまさに大きく変つてきている。成長産業として畜産の発展に対応するため、所の仕事が防疫事務から指導事務へと重点が移行しつつあるのが現状である。当局はこれが推移と将来を勘案し、農業改良特技(畜産)普及員制度とも関連せしめその在り方についてさらに検討されるよう望む。

使用不能あるいは大修理を要するものが全体の47.1%を占めている実情にある。各所とも業務活動範囲が広く、かつ、遠隔僻地も多く、現状の機動力では事業活動に支障を来たしている面が少くないので、人手不足を補なうため、あるいは業務の能率化を図るためにも機動力の整備充実が緊要と認められる。各所の物品取扱主任は使用不能のものを返還するとともに当局は

が、文書による依頼が妥当であると思慮される。

鳥取家畜保健衛生所

1 経理出納その他事務処理について

(1) 家畜伝染病予防注射、検査に伴なう家畜防疫手当料並びに家畜保健衛生所使用料の現金領収日と現金領収書発行日が不合しないもの並びに現金領収書により取納した取納金の指定金融機関への払込期日が遅延しているもの等が見受けられるので、適正処置に格段の留意をされたい。

(2) 家畜伝染病予防法に定める家畜伝染病のうち、人事委員会規則(第5号)の定める伝染病防疫作業に従事したとき支給される特殊勤務手当が、従事した実績どおり支給されていない。配意されたい。

2 事務事業について

(1) し畜生産検査は、し畜台帳に基づき実施しているが、そのし畜台帳が不完全である。整備されたい。

米子家畜保健衛生所

1 経理出納その他事務処理について

(1) 収入証紙により徴収するし畜生産検査手数料の事務処理を溝口家畜保健衛生所分と一括処理されるが、衛生所ごとに区分し処理されたい。

(2) 当所の兼務者に対する通勤手当は、兼務地(生山)を対象として支給され、したがつて本務地から兼務地への公務旅行に対する旅費支給されていない。通勤手当の支給は本務地(溝口)までとし、本務地から兼務地までの旅行は、他の機関の旅費支給の例からしても、旅費を支給することが適當と思慮される。

家畜保健衛生所別	オートバイ配属		左の内、使用不能または大修理を要するもの	備考
	置台数	台		
船岡	3	5	4	左のほか、家畜衛生車1台あり
鳥取	2	0	1	
米子	4	1	2	
山	3	2	8	
計	17	17	17	

倉吉家畜保健衛生所

1 経理出納その他事務処理について

豚マララの予防注射実施に伴なう耳標の出納整理が不充分で、187箇が物品整理簿と不整合を生じていたので出納整理を適正にされたい。

船岡家畜保健衛生所

1 経理出納その他事務処理について
農業共済組合連合会の職員である獣医師を臨時に雇上げする場合、連合会に対し口頭連絡のみで終つていた

(3) 雇主獣医師の出後日の確認が不充分である。出後記録の整備が必要である。

(4) 畜産課、会計課より振興局へ保管転換引継(36年)を行つた物品中、当該不用処分した物品の事務処理が未処理となつてゐた。関係帳簿と照合し早急に処理されたい。

(5) 兼務先における兼務者の旅行命令並びに超過勤務命令が本務機関の命令簿により一括処置されているが、勤務先別の命令簿を作成し処理されたい。

(6) 当所は監査日現在物品取扱主任就置かれていない。

先出機関においては、その「機關の長が任命」することとなつてゐるので、物品の適正管理を図るために早期に任命措置を図られたい。

2 事務事業について

(1) 当所の所長、次長は溝口家畜保健衛生所の所長、次長が兼務しているが、勤務の区分が不明確であつた。両所の事業実施計画を樹て勤務の実体を明らかにせん。

にする必要がある。

畜産試験場 昭和39年5月19日監査
監査委員 浜田庄二 平賢同野坂浩

監査委員 浜田庄二 平賢同野坂浩

00269

郵便(第1号外)報公県取鳥日曜月4日昭和40年1月4日

郵便(第1号外)報公県取鳥日曜月4日昭和40年1月4日

2 38年度における当所の主な試験研究事業は次のとおりである。

家畜人工授精事業	5,607,510円
乳牛改良事業	3,578,707円
飼料作物生産事業	2,183,452円
和牛改良事業	1,301,334円
和牛肥育試験	953,384円

乳用種牝牛性能調査試験 781,000円

3 経理出納について

(1) 家畜精液譲渡手数料の収入期日を見ると、納入期限を相当経過し収納され、延滞金の徴収を相当と思料されるものが散見されたが、督促状は1件も発行されていなかつた。家畜人工授精事業の正常なる運営を期するためにも、鳥取県債権管理事務取扱規則

(2) 支出			
科 目	予算令達受額	支 出 額	差引予算残額
県 庁 費	18,120,000 円	18,015,698 円	104,302 円
畜産試験場費	16,750,000	16,098,267	651,733
酪農振興費	781,000	427,000	354,000
県営牧場費	889,400	848,771	40,629
畜産講習所費	763,000	530,814	232,186
そ の 他	145,000	123,975	24,025
計	37,448,400	36,044,525	1,403,875

科 目	調定額	収入額	未済額	備考
財産売払代	422,400	422,400	0	
畜産業費手数料	6,426,200	6,243,800	182,400	
生産物売払代	3,744,719	3,711,796	32,923	
家畜類売払代	3,594,078	3,298,928	295,150	
不用品売払代	9,000	0	9,000	雜入(電柱敷地料)
そ の 他	21,580	21,580	0	建設費寄附金
計	14,217,977	13,698,504	519,473	

00271

昭和40年1月4日(月曜日)鳥取県公報第1号(号外)

(旧、督促手数料及び延滞金等徵収規則)に規定するところより督促状を発し、所定の処置を執るべきである。

なお、場より発送した精液の利用率を家畜保健衛生所等管内別に見ると非常に利用率の低い管内(米子47%浜村50%八頭畜連55.7%)がある。精液及び肥料にロスを生じているので、利用率の向上することについて検討善処されたい。

(2) 不用となつた書類戸棚等9点を予定価格調書を作成しないで売却処分していたが、予定価格を設け所定の売却手続きをとるべきである。

(3) 牛の精液で人工授精師協会または、人工授精師で直接送付しているもののうち、譲渡手数料を管轄区域である家畜保健衛生所長を納入者として納人通知書を送付しておるものがある。正当納入者あて送付すべきであるので留意されたい。

4 物品について

(1) 一輪車5点外6目品13点を38年8月30日付で競業

廻りとして出納簿を整理していくが、現品は監査当日起て未処分のまま保管されていたので、該不用物品は売却処分されたい。

なお、上記のような取扱をすると、出納簿と現品の不整合の原因となるので、事務処理は形式的になわないよう善処されたい。

(2) 講習宿舎改築に伴う備附物品及び卒業生の記念品の受納手続きが未了であった。早期に所定見受けられたので、調査の上物品管理の適正を期されたい。

(3) 保管物品のうち、出納簿と現物の不整合のものが見受けられたので、調査の上物品管理の適正を期されたい。

(4) 仔牛(雄)1頭、乳用種牛1頭、和牛1頭を病気または難産のため埋没または切迫と殺しているが、事故報告が行なわれていなかつた。会計規則の定めにしたがつて事故報告すべきである。

(5) 農産試験場内の畠地と県営牧場内開墾地の土壤改良をするため、タンカル987袋(39.480kg、113.310

(郵便) 第3種(便) 記録

00272

昭和40年1月4日(月曜日)鳥取県公報第1号(号外)

5 契約について

円)を38年5月以降2回にわたり購入しているが、見積書を微せず購入したため、前記購入量の中257袋(9480kg、30.810円)は購入単価が異なり、1袋当130円で、20円高く支払われ4,740円の不経済な購入となつてゐる。

また、前記タンカル中、相当量が散布されないまま監査当日においても在庫となつてゐた。経費の効率的執行に留意されたい。

6 財産について

(1) 乗用車(キャデラック)1台の売却処分に当り、予定価格25,000円で指名競争入札に附したが、不落札のため再入札を行なわざして、最高入札者と随意契約し18,000円で売却されていたことは妥当でない。

再入札に附するかまたは予定価格を変更し改めて入札に附する等合規の入札手続きを執るべきである。

(2) 中小家畜試験場の新設に伴い不用建物となつた鷲舎(6棟)及び老朽化し用途廢止となつた牛舎、旧農具舎(各1棟)の売却処分に当り、入札書の殆ん

どが鉛筆書で、入札者の押印がなく、かつ売買契約書に代金の納期日が明記されていないなど会計事務処理に適正を欠いていたので、格段の留意を要する。

(3) 旧農具舎の売却に当り、当初39年4月19日までの除去期限を延期届により期間延長を承認していくが、延期の期間が明確でなかつた。延滞金等の関係もないので、延期願並びに延期承認の期間を明らかにすべきである。

7 事務事業について

(1) 当場における家畜の管理上最も根本的な問題点は自給飼料作物が充分に確保できない点にあると思料

00273

昭和40年1月4日 月曜日 県取島田曜月 日報公(号外)第1号 第1種(便用郵便)認可(第三種郵便)

される。例年飼料の確保に専心している実情があるが、38年度における飼料の生産及び自給状況は、

生産量 (生) 1,651,500	Kg 所 計画量 (生) 1,639,730	kg 型 差引(生)Kg 11,770	備考 飼養頭数(成牛 換算)87頭。飼 料加3.5kgであ り。
収穫量 (生) 1,103,100	kg 実 給 (生) 1,491,250	kg 差引△(生) 388,150	

で、粗飼料及び干草(生) 342,023kg (1,413,100円) を購入のほか、大山県営牧場より60,000kg(生)搬入し、ようやく需給を調節している状況である。飼料作物の増収を図る要はもちろんあるが、飼養家畜頭数(現在成牛換算頭数87頭)と飼料畠面積(13.5ha)、あるいは購入飼料費(38年度は1,413,100円)等の関係をさらに勘案して合理的な管理規模に調整する必要があると認められるので検討を望む。

なお、家畜飼料の給与実態は飼料給与設計量以上に投与しているため、飼料生産計画並びに飼料給与計算がくるい支障を生じている。家畜管理上の基本問題であるのをさらに検討し、飼料の経済的給与に努められたい。

00274

昭和40年1月4日 月曜日 県取島田曜月 日報公(号外)第1号 第1種(便用郵便)認可(第三種郵便)

8 その他 38年度において施設整備されたものは次のとおりである。

- 1 講習生は、日曜日、土曜日、祝祭日においても正規の実習以外に2分の1交代で特別実習を行なつており、生徒の日常の指導監督の面よりして含監を兼ねた専任職員の配置につき検討配意の要がある。
- 2 生徒の炊事は、畜産試験場勤務の職員が行つてゐる。3 所に兼務させる等実態あつた措置をとるべきである。
- 3 また炊事夫の勤務は午前6時より午後6時以降にも及んでいるが、超過勤務に対する手当は支給されてなく、日曜日等に交代する雇上炊事婦の雇上方法についても適正を欠いていた。事務処理の適正を期されたい。
- 4 研修館は財産台帳へ未登載であり講習生宿舎はふらん室を改築したものであるが、用途変更の手続きが未了であった。また旧講習生宿舎、食堂についても所定

畜産講習所

1 入所生の確保については、県下の各農業高校に出向き勧誘するなどの努力が払っていたが、38年度の終了者は第1種生定員20名に対し12名、第2種生は1名で、

められたい。

- 1 当場には監査日現在、成牛換算頭数で87頭が飼養されており、これにて要する冬期間(約150日)の飼料の要貯蔵量は75,140kgであるが、一方場内には37年度までに4基で119,000kg容量のサイロが施設されていて、前記要貯蔵量は充分に貯蔵し得る能力を有しているにかかららず、38年度に種雄牛舍分(19頭収容、所要量17,270kg)として経費144,080円をもつて32,396kg入りのサイロ1基を施設していた。現状では要貯蔵量に比し過大な施設となつていて、認められるので(1)とも関連して、施設計画は慎重を期すべきである。
- 2 なお、当該サイロの外壁の取付様子は不完全である。県有財産を県の建築担当者以外のものが設計、施工する場合の設計書の精査及び竣工に伴う検査方法並びに技術者以外のもので実施できる範囲について、当局は検討し善処されたい。
- 3 飼料作物の有害鳥獣防除のため散弾銃(口経15.5mm)を設置する。

00275

昭和40年1月4日月曜日鳥取県公報(号外)第1号

手続きを執り、財産の適正管理に努められたい。

5 従来「大型農業機械管理委託契約」により県経済連に委託していたブルトーラー1台を、39年3月当所に研修用として配置されていたが、次表のとおり相当破損箇所等があり大修理を要する(約40千円)。まま当所に送置されたため、このままでは研修用教材機械として使用不能と認められる。県当局は善処されたい。

区分	機械の破損、損傷箇所	度	修理費の額
外観形状	バッテリー フレーム レーキ止止め	なし 破損 耗大 ビン不足	
エンジン機能	セルモーター 圧縮、過熱 バルブ 配電盤	破損 固着 破損	104,000円
走行関係機能	ダイヤゴナル キャタピル 操向機	なし 磨耗大 機能不良	
その他	レーキ 排土板アッセンブリ	油圧系統の油も れによるレーキ の昇降不能 破損大	300,000円
合計	15,158,329	15,158,329	0

00276

(便物認可印第1号外)鳥取県公報(号外)第1号

林業試験場 昭和39年6月9日監査
監査委員 野坂 浩賢
1 予算執行について
昭和38年度に係る昭和39年5月30日現在の収入支出の状況は次のとおりである。

科 目	調定額	収入額	収入額	備 考
寄附金	9,900	9,900	0	県庁等建設附金

(1) 収 入

科 目	予算令達額	支出額	差引残額	備 考
県 府 費	7,426,985	7,426,885	0	
産 業 経 済 費	5,593,436	5,593,436	0	
" 林業試験事業費	970,000	970,000	0	
" 連絡試験事業費	471,000	471,000	0	
" 通地造林調査	400,000	400,000	0	
" 治山調査事業費	174,000	174,000	0	
" 森林害虫防除費	115,198	115,198	0	
" そ の 他	9,712	9,712	0	
特 命 営 林 事 業 費				
合 计	15,158,329	15,158,329	0	

2 経理、出納について

- (1) ワゴン型ジープを38年4月12日に1台購入(購入価格1,250千円)し、売買契約書に定める保証期間中該自動車のラジオスピーカー取替等の代金28,050円を支払っていたが、その経理処置は当を得ない。

- (2) 当場に、事業費300,225円でもつて苗畑灌水施設(一部消火栓に兼用)を設置していたが、予算不足のため、施設費より、前記ジープ購入残額50,000円を支出し、この工事費に充当していた。施設費もつて工事請負をさせたことは適当と認められない。

00277

昭和40年1月4日月曜日鳥取県公報第1号(外)告白

(3) 事業に係る資金の支出負担行為を、年間事業実行・

計画により年間分行なわれているが、予算令達とも
関連し、1・4半期以上にわたる経理処置は適正で
ない。

(4) 事業に係る資金の支出に当り、支出方法を送金払
としているため、現金受領に要する車馬賃代を資金
に含めて計算の上支出されないと認められるもの
があり、その経理処置は適正でない。雇用形態並びに
地理的面よりして現場監督員に対する、資金前渡の
方法により処理されることが適当である。

3 製約について

ストローブ松の適応性及び成育試験のため、1町1反
9畝26歩の試験地を設置(河原町)し、35年12月1日
より47年11月30日までの間土地借上(無償)契約を締
結していたが、土地所有者から該植栽木(4,800本)
が成育不良であることを理由に該土地の返還を要求さ
れ前記契約を廢棄し、新たに「新植木は1町当り4,00
0本植栽して返還すること、植栽後4ヶ年(年1回)

下判を行なうこと、植栽木代金及び人夫代金は林業試
験場が負担すること」等の翌年度以降にわたる予算外
義務負担(新法、債務負担行為)を内容とする覚書を
土地所有者と場長間に交換(83.12.24)していたが、
その措置は適法でない。(38年度においては、これが
履行経費35,500円相当を要していた。)該覚書は、内
容的には契約締結に相当するので、早期に知事契約に
改訂すべきである。

なお、このほか私有地に数種の試験地が設けられてい
られ、その処置は適当でない。これらは知事契約とさ
れたい。

4 財産について

(1) 当場に建設されている施設のうち、森林保護研究
室、林木育種研究室、揚水機室、温室、機械センタ
ー、灌水施設等相当件数が財産台帳に未登載となっ
ており、また、本庁において予算執行の結果取得し

00278

(便物郵便司認印)

明1

(1) 昭和38年度における主な試験研究は次のとおりで
ある。

試験項目	支出額	備考
------	-----	----

試験項目	支出額	備考
森林土壤理化学的分析研究	1,218,100	円
森林施業に関する研究	736,789	
育林作業機械化試験	556,000	
適地適木調査試験	470,100	
治山調査研究	397,000	
育苗に関する研究	208,615	
苗畑肥培管理試験	204,000	
あかまつ材環境調査	192,000	

00279

昭和40年1月4日月曜日鳥取県報公局第1号(号外)

繩検定所

昭和39年5月27日監査

監査委員 浜田庄二 同 中田玉平 同 野坂浩賢

同

同

同

計

1 予算執行について

(1) 収支について

昭和38年度に係る昭和39年3月31日現在における収入、支出状況は次のとおりである。

(3) 38年度における主な業務実績は次のとおりである。
検定鑑定業務

科 目	調定額	収入済額	収 入	備 考
	円	円	円	
繩糸検査手数料	396,450	396,450	0	収入令達に対し△38,550円
繩糸試験手数料	172,713	172,713	0	△127,287
試験繩乾燥手数料	6,116	6,116	0	△2,884
試験繩乾燥手数料	28,709,959	28,709,959	0	△3,97,041
生産物売扱代	37,794	37,794	0	[不用品売扱代 種入
その他	29,323,032	29,323,032	0	県庁舎建設費寄附金]
計				

(1) 収入

(1) 支出

科 目	令 達 額	支 出 済 額	差 引 残 額	備 考
繩 檢 定	441件	269,700円		
繩 檢 定	230件	126,250円		
繩糸 試 験	258kg	560g	172,713円 (繩製生糸量)	
試 験 繩 幹 燥	765kg	6,116円		
繩糸業務				
県 庁 費	14,932,000	14,568,511	363,489	
繩 檢 定 所 費	26,020,758	26,020,758	0	
そ の 他	7,200	7,200	0	
計	40,959,958	40,596,469	363,489	

00280

(第3種郵便物認印)

75 昭和40年1月4日月曜日鳥取県報公局第1号(号外)

37年度よりの 繩越数量	38年度生産 量	保管中の 量	計	販 量	完 成 額	棚卸増減量	39年度への 繩越数量
Kg	Kg	Kg		Kg	円		Kg
511k955 ^g	5,735kg047 ^g	21kg430 ^g	6,288kg432 ^g	5,142kg405 ^g	26,730,669	55kg061 ^g	1,201kg088 ^g

副糸類の生産及び処分状況

種 别	37年度よりの 繩越数量	38年度生産数量	計	販 量	完 成 額	39年度への 繩越数量
	Kg	Kg		Kg	円	Kg
き び	179,100	494,800	673,900	625,210	950,426	48,700
び び	172,000	550,700	722,700	642,500	228,871	60,200
ひ び	28,100	113,900	142,000	128,800	12,880	13,200
ひ び	170,400	255,600	426,000	311,700	457,617	114,300
ひ び	11,400	10,765	22,165	13,800	8,830	8,365
ひ び	2,100	1,850	3,950	2,600	5,894	1,350
ひ び	1,428,000	1,388,000	1,388,000	1,388,000	49,450	0
ひ び		4,702,000	6,130,000	4,650,000	265,322	1,280,000
ひ び						1,979,290
計						

00281

昭和40年1月4日 月曜日 鳥取県公報(号外) 第1号(外)
77 昭和40年1月4日 月曜日 鳥取県公報(号外) 第1号(外)

(3) 葉賃の必要上 2名のボイラー技士のうち特定の一

名に対して時差出勤を認め毎日早朝出勤を行なわし、
めているが、その職員の退勤時刻は一般の退勤時刻
と同様であるため、遅日超過勤務手当を支給してい
る。これでは時差出勤を認めた意味がないので、こ
の取扱いについては検討されたい。(4) 県内旅行命令中、事務連絡及び学会出席等に急行、
準急利用の旅行命令がなされているものが見受けら
れるが、努めて経費の節減を図られたい。(5) 非常勤職員である警備員(2名)に対する給与は、
賃金で支払われているが、当職員の身分は特別職が
相当と認められるので、支出費目は報酬とするよう
予算編成の際善処されたい。不用物品の売却処分に当たり予定価格の決定されていな
いもの、その他不用品の処分方法、出納簿への記帳の
時期等について留意を要するものがあつたので、適正
処理に努められたい。

4 財産について

(1) 日本レーヨン株式会社と共に使用している汚水の
排水施設(延長755mのち、県施行分165m、500千
円)。日本レーヨン施行分590m、1,030千円)は、財
産台帳(副本)に未登載であり、該施設を共同使用
すること及び維持管理等については何ら文書による
定めもなく、話し合いで日本レーヨンにおいて
不明確である。文書により所有並びに管理区分を明
確にし、維持管理について遺憾のないよう善処され
たい。(2) 当敷地内の男子及び女子寄宿舎は、現在一部を職
員宿舎等に使用しているほか、寄宿舎として使用さ
れておらず、殆ど遊休化している。用途変更して活
用するとともに、職員の入居については所定の手続
きを執らねばならぬ。なお、寄宿舎及び倉庫に置いてある相当量の寝具、
座ぶとん、机、椅子等は所において使用の見込みがないと認められるので、他の必要とする機関への保管
転換等利用の途を検討されたい。果樹試験場 昭和39年6月1日監査
監査委員 浜田庄二平1 収支について
昭和38年度に係る昭和39年5月31日現在における収入、
支出の状況は次のとおりである。

(1) 収 入 (単位 円)

科 目	調 定 額	収入済額	収 入 未済額	備 考
生産特売代金	1,560,123	1,560,123	0	梨、柿、ぶどう
寄 附 金	12,500	12,500	0	県府舎建設費 省附金
計	1,572,623	1,572,623	0	

(2) 支 出 (単位 円)

科 目	合 達 額	支 出 済 額	差 引 残 額	備 考
県 府 費	10,048,970	10,005,394	43,576	
果樹試験場費	8,095,750	7,861,400	234,350	
そ の 他	115,300	105,480	8,820	
計	18,260,020	17,973,274	286,746	

ア 果樹試験場費の差引残額234,300円は、主とし
て果樹農業技術研修生に対し支給する報償費で、
募集計画(10名)どおり入所しなかつたための不
執行額である。イ 当場の38年度における主なる試験研究は次のと
おりである。
試験項目 支出済額 備考
果樹園諸作業機械 603,866円 本場(梨園)
化に関する試験
20世紀梨の袋掛簡易化に関する試験 289,968円 津ノ井分場

00282

郵便
物(第1
印)

昭和40年1月4日 月曜日 鳥取県公報(号外) 第1号(外)

00283

昭和40年1月4日月曜日鳥取県公報第1号(号外)印

果樹等病害虫発生 278,792円 (黒斑病 コナ
予察事業 カイガラムシ)
果樹の種類品種に 230,290円 本場(梨)
関する試験 河原試験地(柿)

2 経理出納、その他事務処理について

(1) 生産物販売に係る収入振替の経理処置に適当ではないものがあつたので留意されたい。

(2) 当場敷地内に電柱4本、支柱2本が設置されているがこれらは設置許可についての手続きが何らなく、かつ収入調定も行われていない。所定手続きをとり、収入調定の処置を執られたい。

(3) 期節的雇用人夫に対する賃金支出に当り、出役日の記録整理が不充分であるので、留意されたい。

(4) 1件100,000円以上の物品の購入に当り、検査調書未作成のものがあつた。適正処理に留意されたい。

(5) 物品(備品)の購入が年度末になつて相当件数行なわれている。計画に基づき適期の購入に努め、物

品並びに予算の高率的使用に一層努力されたい。
(2) 備品の購入に当り、検査と出納簿登記の日附の相違しているものが見受けられた。検査、出納事務の適正を期されたい。

4 契約について

(1) 本場に設置された自動給水施設工事30,000円及び河原試験地の動力室突出し屋根工事78,000円は設計書、図面がなく、契約書は形式的なものとなつていい。適正処理に留意されたい。

(2) 果樹等病害虫発生予察調査圃場(6ヶ所、24,000円)、新農業効果検定試験圃(3ヶ所15,000円)の設置を委託し受託書を徴しているが、支出は借料及損料の科目で行われており、受託書は、事業の委託か、あるいは試験圃場の借上か、何れであるか判然としていない。事業内容に合致した支出科目とし、契約内容を明確にすることにつき、検討善処されたい。

5 財産について

(1) 32年度に場内に建築された職員住宅1棟(42.9m²)

00284

昭和40年1月4日月曜日鳥取県公報第1号(号外)印

(第3種郵便)可認

は37年5月1日より入居者がなく、今後も入居希望者が見込まれない状況にあつた。保全とその効率的利用につき検討善処されたい。

(2) 従来、排水不良のために果樹の生育をそ害していた圃場四地の灌水については、38年度に事業費300千円をもつて、排水工事をしていくが、この施設の末端が隣接民有地に入っている。民有地の使用については口頭承諾を得ているが、文書による合規な手続により、将来の紛争を避けるようにされたい。

なお、該埋設施設の財産台帳登載を早期に行なわれたい。

(3) 38年度に本筋直轄工事として、工事費80万円をもつて北条試験地に建設された実験室兼調査室(41.605m²)の、場への通知が行なわれていない。事務が未完了である。また、当該建物の敷地(0.87m²)を地元から寄附を受けていたが、未登記の状況にあつたので關係当局は早期にこわらについて所定の手続きをされたい。

(4) 当場敷地内の立木が財産台帳に未登載である。早期に登載手続きを執られたい。

(5) 津井分場の作業場(80.85m²)は風雨による外壁、下見板の脱落箇所が目立つ。早期補修につき善処されたい。

6 その他

(1) 北条試験地では、「ジベレン処理によるブドーの無核果早期生産試験」等を行なつてあるが、研究員、農林技師各1名でぶどう園47.1aの葉剤散布並びにせん定その他の栽培管理の労作業に5月~10月までの間は雨天のほか、ほとんど連日従事している現状である。このため、本来の試験研究業務に支障を来たしていると認められたので、当局は少なくとも常農夫1名の増員方につき善処されたい。

(2) 果樹農業経営及び技術を修得させるため、研修生の研修宿舎(221.502m²)を37年度に工事費3,705千円をもつて着工したが、工事が遅れ、発足が38年5月となつたためか、研修生は僅かに2名であった。

00285

昭和40年1月4日 鳥取県公報 第1号(外) 第1号(号外)

39年度は6名入所しているが、採用予定人員が10名(収容力約25名)であるのに比し僅少である。折角、多額の経費を投入して設置されているので研修生の確保と施設の活用に格段の配意をされたい。

(3) 本場の梨の樹の生育に伴い、果実の生産も増加し、一時に20,000個程度の梨を並べ、これらを秤量、選別、解体調査することが試験研究上必要となつてゐる。また一方では集団參觀者の数も多い。これらに対応する場所がないので、作業場兼講堂のようなものを設置することが必要であると認める。検討されたい。

(4) スピードスプレイヤーにホースと噴口を取り付け、非常用の消防ポンプとして使用し得られるよう工夫していた。当场が水利の不便な遠隔地にあることからして、とくに建物の火災予防に留意されたいといふ指摘事項に応えていたことは結構である。

八橋警察署	監査委員 中田玉平	昭和39年4月15日監査
鳥取警察署	監査委員 浜田庄二	昭和39年4月22日監査
智頭警察署	監査委員 浜田庄二	昭和39年5月15日監査
倉吉警察署	監査委員 浜田庄二	昭和39年5月18日監査
郡家警察署	監査委員 浜田庄二	昭和39年5月14日監査
豊岡警察署	監査委員 浜田庄二	昭和39年6月18日監査

00286

(便
物) 第3種(便
物)

昭和40年1月4日 鳥取県公報 第1号(号外)

境港警察署	昭和39年5月26日監査	監査委員 浜田庄二
米子警察署	昭和39年5月28日監査	監査委員 浜田庄二
岩井警察署	昭和39年6月12日監査	監査委員 浜田庄二
溝口警察署	昭和39年6月18日監査	監査委員 浜田庄二
黒坂警察署	昭和39年6月18日監査	監査委員 中田玉平

県下11警察署の昭和38年度は係る定期監査を執行したが、その結果各署とも諸種の悪条件を克服しつつ、治安の維持、交通秩序の確立等のため努力がなされていると

認めた。

しかしながら、各署の活動の実態をみると交通の取締等年々増大しつつある第一線警察諸業務を遂行するためには、次に述べるように、警察官の充実強化、施設の整備等検討すべき点が認められるので関係当局はさらに適切な措置をとられるよう望む。

- 1 予算執行について
 - (1) 収支状況

昭和38年度における収入、支出の状況は次表のとおりである。

83 昭和40年1月4日 月曜日 鳥取県公報(号外) 第1号 (第3種郵便
物認可)

83 昭和40年1月4日 月曜日 鳥取県公報(号外) 第1号

昭和40年1月4日 月曜日 鳥取県公報(号外) 第1号 (第3種郵便) 物 認 可 82

(第3種郵便)
物 課 可

82 -

丁巳

(単位 円)

資料調整日		岩井	鳥取	郡家	智頭	浜村	倉吉	八橋	米子	境港	溝口	黒坂	
署別		39. 5.31	39. 3.31	39. 4.30	39. 4.30	39. 3.31	39. 4.30	39. 3.31	39. 4.30	39. 4.30	39. 5.31		
金 額 報 表	金 額 及 金	調 收 未	定 收 取	8,706 8,706 0	2,750 2,750 0	640 640 0	3,225 3,225 0	12,600 12,600 0	6,222 6,222 0	1,104 1,104 0	11,068 11,068 0		
物 資 代 金	品 目	調 收 未	定 收 取										
雜	入	調 收 未	定 收 取	14,971 14,971 0	169,174 169,174 0	26,092 26,092 0	17,508 17,508 0	25,963 25,963 0	98,836 98,836 0	19,083 19,083 0	209,535 209,535 0	21,555 21,555 0	12,328 12,328 0
計	收 采	調 收 未	定 收 取	14,971 14,971 0	180,610 180,610 0	26,732 26,732 0	17,508 17,508 0	29,188 29,188 0	117,658 117,658 0	20,187 20,187 0	220,603 220,603 0	21,555 21,555 0	12,328 12,328 0

1 支出

(単位 円)

科 目	岩 井	鳥 取	郡 家	智 頭	浜 村	倉 吉	八 橋	米 子	境 港	
資 料 調 整 日	39. 5.31	39. 3.31	39. 4.30	39. 4.30	39. 3.31	39. 4.30	39. 3.31	39. 4.30	39. 4.30	
署 别										
公 委 会 安 費	予 支 差 引 限 額	算 出 額	70,300 70,300 0	472,500 391,780 80,720	119,200 119,200 0	73,500 48,451 25,039	81,200 67,810 13,390	372,100 371,997 103	88,100 88,074 26	411,604 411,604 0
									129,100 129,100 0	

溝口	黒坂
39. 5.31	39. 5.31
81,960	72,900
81,960	72,860
0	40
15,520,376	16,851,627
15,520,376	16,851,274
0	353
1,270,745	1,502,375
1,270,745	1,491,482
0	10,893
16,873,081	18,426,902
16,873,081	18,415,616
0	11,286

(2) 道路使用許可(手数料)について

道路使用許可の手続については、道路交通法に規定されており、又これが手数料についても累規則により徴収することとなつてゐるが、道路占用料の徴収に関連してこの手数料の徴収事務が各署において不統一であるので、検討善処し、平素の道路管理実務者との間の連絡を密にされたい。

(3) 遺失物の処理について

遺失物のうち期滿失效により、県に帰属した金品の処理は年2回行なうこととしているが、自転車等の保管場所が狭あいであつて雨ざらし等による当該物品の価値が低下することなどを考慮し、署の実情によつては適宜処理回数を増加することが適當と思われる。で検討されたい。

2 主要事業の状況

(1) 犯罪検挙について

県下における刑法犯発生及び検挙状況は次表のとおりで、昭和38年中の発生件数は6,492件、前年に比

し754件の減、検挙件数は4,978件で前年に比し950件の減、検挙率は76.9%で前年に比し4.9%の減率となつてある。

これら犯罪のうち青少年によるものは年々増加して、今や最も大きな社会問題の一つになりつてあるので、関係各機関の連携を密にして非行青少年の早期発見と適切な指導について、さらに一層の努力をされよう望む。

00289

昭和40年1月4日 月曜日 鳥取県公報第(外)号(号)第1号(郵便物認可)

84 第3種郵便物

00290

昭和40年1月4日 月曜日 鳥取県公報第(外)号(号)第1号(郵便物認可)

85

交 通 取 締 状 況 調

署別	区分			区分		
	昭和37年	件 数	対前年比	昭和37年	件 数	対前年比
岩井	140	127	90.7	106	94	88.7
鳥取	2,229	1,803	80.9	1,818	1,351	72.1
郡家	313	282	90.1	345	(3) 283	83.4
智頭	269	260	96.7	125	110	88.0
浜村	346	333	96.2	198	185	93.4
計	5,246	5,928	81.8	6,492	4,978	76.9
	8,293	8,416	101.5			
	1,825	657	36.0			
	1,530	1,968	128.6			
	5,456	5,668	103.9			
	53,071	58,130	109.5			

(2) 交通取締について

交通取締状況は次表のとおりで、昭和38年中において58,130件と前年に比し5,059件の増(増加率9.5%)を示している。取締りの強化啓蒙指導、交通取締員の委嘱等による事故防止に努力していくが、自動車の激増に伴い、交通事故は前年に比し、件数268件死者5名、傷者267名とそれぞれ増加しておるの

で、今後更に格段の努力をれたい。

交 通 事 故 調

署別	区分			区分		
	件 数	比 率	死 者	件 数	比 率	死 者
計	53,071	58,130	109.5			

00291

(第3種郵便物)
報(号外)第1号
昭和40年1月4日月曜日鳥取県公報

86

署別	区分	機動力整備状況調							
		乗用車	輸送車	ジープ	トロリ	白バ	軽自動車	原付二輪車	スクーター
岩井	13	1.1	1	16	31	2.1	2	32	8
取	326	27.1	13	316	370	25.1	14	353	31
鳥	54	14.5	2	71	56	3.8	3	53	20
郡	47	3.9	48	46	3.1	3	54	11	11
智	23	1.9	33	63	4.3	1	54	2	2
浜	402	33.4	16	374	447	30.4	11	467	10
倉	60	5.0	3	45	90	6.1	3	81	11
米	21	1.7	18	17	1.2	2	15	12	23
境	35	2.9	1	34	49	3.3	44	16	24
溝	1,204	100.0	50	1,208	1,472	100.0	55	1,475	34
坂									10
計									10

3 機動力の整備状況

監査日現在における各署の機動力の整備状況は次表のとおりで、第一線警察活動を強化するためには、現状ではなお不充分であると認められる。人員配置と機動力と通信網との相関性を勘案し、さらにこれが整備充実に努めると共に、老朽車の更新に努力されたい。

00292

(第3種郵便物)
報(号外)第1号
昭和40年1月4日月曜日鳥取県公報

87

00292

(第3種郵便物)
報(号外)第1号
昭和40年1月4日月曜日鳥取県公報

近く新築が予定されている。
しかしながら、その他については旧市警当時の庁舎を引継ぎ、狭いで武道場もない鳥取署、老朽していて大修理を必要とし、超短波無電受信木可能な位置にある岩井署、庁舎、特に行政室が狭いで来目ふれる場所で少年の補導を行なわざるを得ない境港署、会議室が狭いで全員会合に困難している黒坂署、会議室と武道場兼用で署の運営に困却している八橋署など、今後の改善にまつものがかなりあるので、これらの解決に努力されるよう切望する。
(2) 駐在所、派出所等は総数176のうち、県有85、市町村有91となつており、昭和38年度に於て、11ヶ所

駐在所、派出所数並びに修繕費支出状況調

区分	駐在所(含派出所)数			38年度維持修繕に要した経費			備考
	県有	市町有	計	県費	市町村費等	計	
岩井	4	4	8	72,276		72,276	
取	24	5	29	130,590		20,000	150,590
鳥							

区分	車種	機動力整備状況調								
		乗用車	輸送車	ジープ	トロリ	白バ	軽自動車	原付二輪車	スクーター	計
岩井	1	-	2	-	2	2	6	4	2	8
取	2	-	1	2	2	2	1	1	1	31
鳥	1	1	3	1	3	1	1	1	1	20
郡	1	1	2	2	2	1	1	1	1	10
智	1	1	2	2	2	1	1	1	1	11
浜	1	1	2	2	2	1	1	1	1	11
倉	1	1	2	2	2	1	1	1	1	11
米	1	1	2	2	2	1	1	1	1	11
境	1	1	2	2	2	1	1	1	1	11
溝	1	1	2	2	2	1	1	1	1	11
坂	1	1	2	2	2	1	1	1	1	11
計	8	10	20	9	17	2	110	2	14	195

4 庁舎・駐在所・派出所等の状況について

(1) 庁舎については、倉吉署が39年2月に鉄筋コンクリート3階建でもつて新築され、米子署についても

を新築しておる。
しかしながら、現有建物のうちには相当年数を経過した老朽建物が多いので、早急に整備するよう努力されたい。
(3) 昭和38年度における駐在所等の維持修繕の状況は、次表のとおりで、相当額を市町村費に依存している現状である。
これは、地方財政法の規定及び警察の職務の特殊性からして適当でない、維持修繕費の予算措置、さらには市町村有建物の県有移管につき検討する要がある。

昭和40年1月4日 月曜日 鳥取県公報(号外) 第1号 (第3種郵便) 物認可 88

家 頭 村 吉 橋 子 港 口 坂	計	7	12	19	69,016	181,630	250,646
		7	1	1	43,465	1,401,259	1,444,724
		2	8	10	89,292	46,145	135,437
		9	15	24	380,317	380,317	
		5	8	13	37,700	35,900	73,600
		27	12	39	195,115	56,650	251,765
		1	6	7	79,854	79,854	
		2	7	9	38,800	38,000	76,800
		3	7	10	48,100	48,100	
		85	91	176	1,184,525	1,779,584	2,964,109

5 警察官か動体制の強化について

このことについては従来の定期監査報告で引き続き要望されてゐるところであり、詳細については警察本部の監査報告において述べるところであるが、略述する
と監査日現在において講口署（2名欠）、都家署（2
名欠）を除くほかは、各署とも定員を充足してゐた。
しかしながら、その現員の内容を見ると長欠者、健康

要注意者、長期入校者、特別訓練員などを含んでおり、定員ですら激増する交通収納にさえ不足感と認められるのに、さらに実動人員の低下している現状にある。この対策について関係当局の協調の努力を要望する。

卷之三

名次)を除くほかは、各署とも定員を充足してゐた。しかしながら、その現員の内容を見ると長久者、健康

警察官の住宅状況は次表のとおりで、昭和38年度に於て47戸建築し、住宅事情の緩和に努めていたが、なお

醫案 住宅人居疾況調

借家、間借り等の占める割合は平均43.2%と、各署とも住宅対策には苦慮している状況である。警察官は、職務上勤務地外の居住を制限されているの

計	21	36	33 (17)	10	5	147	65	158	96 (17) 571	43.2		
構成比 %	3.7	6.3	5.8	1.7	0.9	25.7	11.4	27.7	16.8	100.0		47

(注) 「昭和38年度署員住宅建設戸数」のうち、鳥取署、米子署分は県有であり、その他の署分は共済組合

住宅である。

7 財産の管理について

現在、本部よりの移管手続が終つていなかつたので
早急に行なわねたい。

- (1) 駐在所、派出所等の土地、建物のうち、市町村より無償で借り上げているものについては、その大部分が賃借契約のなきまま従来の慣習に従つて使用されており、またこれが維持修繕を県費で行つているのは適当でない。契約を締結しその管理を明確にするようされたい。
- (2) 駐在所で、人員配置のないものを住宅がわりに使用しているものがあるが、目的外に使用することは適当でないので善処されたい。
- (3) 昭和38年度に建築した米子市上福原の待機宿舎16戸(米子)、新增築建物(浜村、その他)は監査日

発行者 鳥取県鳥取市東町1丁目
鳥取県鳥取市栗谷町
監査課 1部 実施 1月4日(新規築井)

昭和四十年正月三月監査課
県に田六金